

Ⅲ 1 税の減免等

税制上の福祉措置

税の種類	内 容	金 額	窓 口
所 得 税	障害者控除(本人・配偶者または扶養親族が心身障害者の場合)	所得控除 27万円	税務署
	特別障害者控除(上記の障害者が重度である場合)	所得控除 40万円	
	同居特別障害者控除	所得控除 75万円	
住 民 税	障害者控除	所得控除 26万円	市町村
	特別障害者控除	所得控除 30万円	
	同居特別障害者控除	所得控除 53万円	
	前年度所得が125万円以下の障害者	非課税	
個人・事業税	重度視覚障害者(両眼の視力の和が0.06以下の者)が行うあんま・はり等医業に類する事業	非課税	県税事務所
自動車税 自動車取得税	別表1のとおり ※詳しい内容は11ページをご覧ください。	減 免	自動車税事務所 県税事務所
軽自動車税	別表2のとおり ※詳しい内容は12ページをご覧ください。	減 免	市町村
相続税	心身障害者(児)が相続により財産を取得した場合	70才までの年齢に対し、1年につき障害者控除6万円、特別障害者控除12万円	税務署
贈与税	重度の身体障害者(児)および知的障害者(児)に対して生前に財産の贈与をおこなう場合	6千万円以下の財産を信託銀行に信託する等一定条件のもと非課税	税務署